

第 1 3 回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和 2 年 4 月 7 日 午前 1 0 時 0 0 分
 閉会の日時 令和 2 年 4 月 7 日 午前 1 0 時 4 8 分
 開会の場所 市役所第二庁舎 2 0 1 会議室

委員

議席	氏 名	出席	欠席	備 考
1	星 野 安 久	○		
2	齊 藤 美 保	○		
3	岸 正 二	○		
4	角 田 壽 一	○		
5	鳥 山 孝 子	○		
6	新 井 正 喜	○		
7	飯 塚 敬 子	○		
8	下 田 三 徳	○		
9	齊 藤 由 香	○		
10	大 島 アサ子	○		
11	須 田 和 敏	○		
12	青 木 明 雄	○		
13	高 井 眞佐実	○		
14	石 田 玉 枝	○		
15	野 村 隆	○		
16	眞 下 謹 司	○		
17	廣 瀬 淳		○	
18	高 橋 昭 彦	○		
19	山 本 彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第 2 0 条の規定による出席者

	齋 藤 光 男	○		農地利用最適化推進委員委員長
	新 井 健 二	○		農地利用最適化推進委員副委員長
	津久井 一 美	○		農地利用最適化推進委員班長
	爲 谷 賢 司	○		農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員	議席 7 番	飯塚 敬子	委員
	議席 8 番	下田 三徳	委員

議事参与が制限された委員数 1 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者	事務局長	中澤 正幸	
	統括主幹 (農地調整係長)	吉田 徳之	
	統括主幹 (農業振興係長)	狩野 康信	
	主 事	中嶋 辰哉	
	主 事	小林 史弥	
	農 林 課	主幹 川田 美穂子	主幹 石原 秀和

会 議 の 顛 末

開 会 <午前10時00分>

事務局

おはようございます。

4月1日付けの人事異動で、内山事務局長の後任で配属されました、中澤と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、定刻となりましたので、渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定によりまして、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いいたします。

議 長

おはようございます。

会議に支障をきたすため、携帯電話等はマナーモード又は電源を切ってもらいたいと思います。

冒頭でございますが、本日、地区情報会議が開催されますけれども、農業委員の方については、市の方からのお願いで、新型コロナウイルスの関係で、地区情報会議には出席なしということでお願いをしたいと思います。推進委員の委員長、班長に会議をお願いして、推進委員の方なるべく隣と近づき過ぎないようにしていただき、健康管理を図ってもらうという観点から農業委員の方は出席なしということでお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、会議に入りたいと思います。

第13回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

皆さまのご協力により、スムーズに議事進行を進めたいと思います。

ただいまの出席委員は、19人中18人で、会議は成立しました。なお、議席番号17番、廣瀬淳委員から欠席の届出がございました。

早速ですが、議事に入ります。

まず、議事日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本会議の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、本日1日と決定いたしました。

続きまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。

議事録署名委員に、議席番号7番、飯塚敬子委員、議席番号8番、下田三徳委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長	異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、議席番号7番、飯塚敬子委員、議席番号8番、下田三徳委員に決定いたしました。 続きまして、議事日程第3、報告第1号、渋川市農業委員会事務局職員の人事異動についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	報告書の1ページをお願いいたします。ただいまご上程いただきました、報告第1号、渋川市農業委員会事務局職員の人事異動についてご説明いたします。 渋川市農業委員会事務局職員の人事異動が令和2年4月1日付け発令でありましたので、ご報告するものです。 はじめに任命でございますが、上から、私、中澤正幸が事務局長に昇任し、教育部渋川市美術館、吉田徳之統括主幹が農地調整係長で、狩野康信主幹が統括主幹に昇任となり農業振興係長に、総合政策部新政策課から中嶋辰哉主事、水道部水道課から山口哲央主事、産業観光部土地改良課で定年退職され再任用となりました諸田和幸主任行政専門員が新たに加わりました。 次に、解任は、竹之内智行農地調整係長が市民環境部赤城行政センターへ異動、山田豊主幹が統括主幹に昇任し産業観光部農林課統括主幹、林政・有害鳥獣対策係長に、齋藤義行主任行政専門員が教育部教育総務課へ異動となりました。 今年度の異動は、3名の転出、4名の転入でありました。 2ページをお開きください。表は、令和2年4月1日からの渋川市農業委員会事務局の新職員体制であります。新たに転入した職員の顔と名前が分からないと思いますので、引き続きの職員を含め、事務局全員の自己紹介をさせていただきます。 （事務局職員の自己紹介）
事務局	以上で報告第1号の説明を終わります。
議 長	事務局の報告が終わりました。新しく任命された職員については、より一層の頑張りをお願いするところでございます。 続きまして、議事日程第4、報告第2号、農地法第5条の規定による許可決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	報告書の３ページをお願いいたします。農地法第５条の規定による許可決定について、次のとおり許可指令書を交付いたしましたので、ご報告いたします。 本件につきましては、群馬県農業委員会ネットワーク機構へ農地法第５条関係を、許可番号５の１７９番に記載の１件について、令和２年３月１６日、意見聴取をいたしました。同日付けをもちまして、群馬県農業委員会ネットワーク機構から許可妥当との回答により、渋川市農業委員会会長専決規程第２条に基づき、許可指令書を関係者へ交付いたしましたので、ご報告するものです。 以上で報告第２号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。
議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いいたします。 （「質疑なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 続きまして、議事日程第５、報告第３号、農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました、報告第３号、農地使用貸借合意解約通知についてをご説明いたします。報告書の５ページをお願いいたします。 農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。 この度の届出は、５ページに記載の番号１番の１件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。 以上で報告第３号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。
議 長	事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、議事日程第6、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてをご説明いたします。報告書の7ページをお願いいたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、7ページから8ページに記載の番号1から8番までの8件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は、記載のとおりであります。

また、全ての届出について、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類は所有権であります。

以上で報告第4号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議事日程第7、報告第5号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。

それでは、渋川、子持地区を野村第2班長、赤城、北橘地区を星野第2班長よりお願いいたします。最初に野村第2班長、お願いいたします。

15番

それでは、報告いたします。

3月26日に実施しました、第2班、渋川、子持地区の現地調査報告をいたします。

参加者につきましては、齊藤由香委員、青木明雄委員、高橋昭彦委員、事務局、狩野主幹、小林主事と私、野村の6名で実施いたしました。

渋川、子持地区の今回の申請は、第4条による申請が2件、第5条による申請が12件、合計14件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧いただきたいと思います。

まず、4条申請であります。議案書の3ページをご覧くださいと思います。

申請番号4の1番の現地は、東と西は道路、南と北は宅地と雑種地となっています。問題ないと思われそうです。

申請番号4の2番であります。東は道路、西は雑種地、南は宅地、北は畑となっています。問題ないと思われそうです。

次に5条申請であります。5ページをご覧くださいと思います。

申請番号5の1番の現地は、東と北は宅地、西は道路、南は畑となっています。問題ないと思います。

申請番号5の2番であります。東と南と北は宅地、西は道路となっています。問題ないと思われそうです。

次に6ページをご覧ください。

申請番号5の3番の現地は、東と南は道路、西は畑、北は宅地となっています。問題ないと思われそうです。

次に申請番号5の4番の現地であります。東は道路と宅地、西と南は畑、北は道路となっています。問題ないと思われそうです。

申請番号5の5番の現地は、東は宅地と道路、西は道路と宅地と畑、南は宅地、北は道路となっています。問題ないと思われそうです。

7ページをご覧ください。

申請番号5の6番の現地は、東と西は道路、南は畑、北は宅地となっています。問題ないと思われそうです。

申請番号5の7番の現地は、東は道路、西と南は畑、北は宅地となっています。問題ないと思われそうです。

申請番号5の8番の現地におきましては、東は道路、西と南は宅地、北は畑となっています。問題ないと思われそうです。

申請番号5の9番の現地ですが、東と南は宅地、西は道路、北は雑種地となっています。問題ないと思われそうです。

8ページをご覧ください。

申請番号5の10番の現地であります。東と西は畑、南は道路と畑、北は宅地となっています。問題ないと思います。

申請番号5の11番の現地であります。東と南と北は畑、西は道

路となっています。問題ないと思われます。

申請番号５の１２番の現地であります。東は山林、西と南は道路と畑、北は畑となっています。問題ないと思われます。

以上で第２班、渋川、子持地区の現地調査の報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、星野第２班長、お願いいたします。

１ 番

赤城・北橋第２班の現地調査報告をしたいと思います。

３月２６日に実施いたしました。第２班、赤城、北橋地区の参加者は、角田壽一委員、新井正喜委員、石田玉枝委員、山本彰一郎委員と私、星野です。それから事務局の方は、竹之内係長、齋藤主任行政専門員、合計７名で実施させていただきました。

今回の申請内容については、４条が１件、５条が７件、合計が８件でありました。

それでは、議案書に沿って報告させていただきます。別冊の案内図の番号は議案書の番号と同じですので、一緒にご覧いただきたいと思っています。

まず、４条申請、議案書の４ページですが、ご覧いただきたいと思っています。

申請番号４の３番の現地は、東が宅地、西が水路と今回５の１３番で出てくる転用申請の畑、それから、南は道路、北は水路を挟んで宅地となっていますが、問題ないと思います。

続いて、５条申請の議案の方は９ページをご覧いただきたいと思っています。

申請番号５の１３番の現地は、先ほどの転用関係でございますけれども、東は畑、西と南は道路、北は水路を挟んで宅地となっています。問題ないと思われます。

申請番号５の１４番の現地。これは東西南北を道路で囲まれておりまして、問題ないと思います。

申請番号５の１５番。この現地は、東は水路、西は道路、南は田、北は雑種地となっていますが、問題ないと思われます。

続きまして、議案書の１０ページになります。

申請番号５の１６番の現地は、東は宅地、西と北は雑種地、南は道路。問題ないと思われます。

申請番号５の１７番の現地は、東が道路、西は山林、竹藪になっておりますけれども、南は山林と道路、北が山林そして宅地です。この状況でございますが、これも問題ないと思われます。

申請番号５の１８番の現地、東が畑、西と北は道路、南は水路となっています。問題ないと思います。

最後に、11ページをご覧ください。

申請番号5の19番。この現地は、東は道路、西と南が畑、北は宅地となっています。問題ないと思われます。

以上で第2班、赤城、北橘地区の現地調査の報告を終わります。

議長

ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。

ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長

それでは、質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で現地調査報告を終わります。

続きまして、議事日程第8、協議第1号、農用地利用配分計画案の意見についてを議題とします。

意見の決定を求めます。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農用地利用配分計画案の意見についてご説明いたします。協議書の1ページをお願いいたします。

協議第1号、農用地利用配分計画案の意見について、次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による照会があったので、意見の決定を求めるものであります。

なお、詳細につきましては農林課の担当職員より説明させていただきますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

農林課

農林課の石原です。今年度も農地中間管理事業の担当をさせていただくことになりました。よろしくお願いいたします。

それでは、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画についてご説明いたします。協議書の1ページ、農用地利用配分計画案をご覧ください。

農用地利用配分計画の決定について、農業委員会のご協議をお願いするものでございます。内容についてご説明申し上げます。

この農用地利用配分計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取を経て定めることとなっております。今回の計画決定は、渋川地区、子持地区、赤城地区における農用地利用配分計画であります。

この表は左から、賃借権等を受ける者、設定等をする土地、現在の権利関係、設定する権利の順になっております。

今回、賃借権の設定等を受ける者は、4名になります。

一人目の方は、平成29年12月に群馬県農業公社に規模拡大及び経営農地の集約化を理由として農用地等借受応募書を提出しています。作付け希望は米、麦です。賃借権の設定等をする土地5筆、面積5,173平方メートル、土地の現在の権利関係は2名、設定する権利は使用貸借権、存続期間は10年です。

続いて二人目の方になります。この方は、令和2年1月に群馬県農業公社に規模拡大を理由として農用地等借受応募書を提出しています。作付け希望は米です。賃借権の設定等をする土地1筆、面積は932平方メートルです。土地の現在の権利関係は1名、設定する権利は使用貸借権、存続期間は10年です。

三人目の方は、平成27年12月に群馬県農業公社に規模拡大を理由として応募書を提出しています。作付け希望はコンニャクです。賃借権の設定等をする土地7筆、面積は9,479平方メートルです。土地の現在の権利関係は2名、設定する権利は賃借権、存続期間は10年です。

最後、四人目の方になります。この方は、平成26年9月に群馬県農業公社に規模拡大を理由として応募書を提出しています。作付け希望はコンニャクです。賃借権の設定等をする土地3筆、面積は4,666平方メートルです。土地の現在の権利関係は2名、設定する権利は賃借権、存続期間は10年です。

以上で協議第1号の説明を終わります。

ご協議のほどよろしくお願いします。

議長

説明が終わりました。これより審議を行います。
質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。
協議第1号、農用地利用配分計画案の意見については、認めること
でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、協議案のとおり許可することに決定しました。
続きまして、議事日程第9、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号３の１番から３の４番の４件を上程し、審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第３条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の１ページから２ページ関連でございます。議案書の１ページをお願いいたします。

議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について。次のとおり農地法第３条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会をお願いするものであります。

申請番号３の１番から３の４番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

今回申請のありました申請番号３の１番から３の４番の４件につきましては、全て農業経営規模拡大のための申請となります。それぞれ受人、渡人当事者の話し合いが整いましたので申請されたものでございます。

また、お手元に配布してあります農地法第３条調査書につきましては、記載のとおりでございます。

以上で農地法第３条の規定による許可申請の説明を終わりにいたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づく議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。

はじめに、申請番号３の３番を審議しますので、関係する委員は退席をお願いいたします。

(関係委員退席)

議長 それでは、申請番号３の３番を審議します。質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。
議案第１号、申請番号３の３番については、許可することでご異議

ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号 3 の 3 番について、議案のとおり許可することに決しました。

それでは、退席している委員は席にお戻りください。

(関係委員着席)

議 長 それでは次に、申請番号 3 の 3 番を除いた、申請番号 3 の 1 番から 3 の 4 番の 3 件についてを審議します。質疑のある方はお願いします。

1 番 はい。1 番、星野。

議 長 はい、1 番、星野委員。

1 番 3 の 4 番の関係です。権利関係なんですけれども、第三者への贈与という形になっておりますが、これはあくまでも贈与という形で、書いてあるままで大丈夫でしょうか。

議 長 3 の 4 番について、贈与という届出でございますけれども、これについて説明を求めます。

事務局 はい、議長。農業振興係長。

議 長 はい、農業振興係長。

事務局 当事者同士の贈与契約書がついておりまして、今回の申請は、贈与ということでございます。当事者同士の権利関係についてはいま確認はとれないですけれども、贈与ということで申請がされています。

議 長 贈与ということで、お願いいたします。
それでは、ほかに何かございますでしょうか。

(「意義なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号 3 の 1 番から 3 の 4 番の 3 件については、原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第 10、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定に

よる許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号4の1番から4の3番の3件を上程し、審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長

議 長

はい、農地調整係長

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の3ページから4ページ関連でございます。議案書の3ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について。次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会をお願いするものであります。

申請番号4の1番から4の3番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所・氏名並びに転用目的、農地区分等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

申請番号4の1番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま
す。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より
始末書が出されております。

申請番号4の2番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は
議案書に記載のとおりでございます。

申請番号4の3番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住
宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地
の不許可の例外に該当すると思われま
す。なお、申請地は既に農地以
外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

以上で、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わります。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号4の1番から3番の3件について審議します。

質疑のある方はお願いします。

4 番

はい。4番、角田。

議 長

はい、4番、角田委員。

4 番

1年間お聞きしまして、追認、始末書ということを随分聞きました
けれども、始末書というのはどのくらいの重みがあるものなんですか。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 始末書というのは、悪意があってやったのではなく何らかの事情で違反の状態となったことについて、その経緯を説明してもらうとともに、過去にさかのぼって、というよりは、その土地の将来のために是正をするという意味で付けてもらっているものです。悪意のあるものであれば、こちらで把握をし、元の状態に復元してもらうような形をとるのですが、ここにある事案につきましては、いろいろ事情を聞いたり思量をした上で、始末書を付けて提出してもらっています。

重みとすれば、農地法違反ということで非常に重いのですが、将来に向かって是正するという事で、皆さんにお諮りした上で許可を出しているような状況です。よろしくお願いします。

議長 分かりました。ありがとうございました。
ほかにはございますか。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。
議案第2号、申請番号4の1番から4の3番の3件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、申請番号4の1番から4の3番の3件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第11、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号5の1番から5の19番の19件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の5ページから11ページ

関連です。議案書の５ページをお願いいたします。

議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請について。次のとおり農地法第５条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものであります。

申請番号５の１番から５の１９番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

申請番号５の１番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号５の２番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第１種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

議案書の６ページをお願いいたします。

申請番号５の３番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第１種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号５の４番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第１種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号５の５番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

議案書の７ページをお願いいたします。

申請番号５の６番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、且つ、５００メートル以内に２以上の公共、公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

申請番号５の７番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第１種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号５の８番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号５の９番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第１種農地の不許可の例外に該当すると思われます。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

議案書の８ページをお願いいたします。

申請番号５の１０番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第１種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号５の１１番は、農業公共投資がある区域ですが、市街化が見込まれる、市街地に近接する区域内にあり、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満の農地に該当すると思われます。

申請番号５の１２番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

議案書の９ページをお願いいたします。

申請番号５の１３番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第１種農地の不許可の例外に該当すると思われます。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号５の１４番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号５の１５番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

議案書の１０ページをお願いします。

申請番号５の１６番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号５の１７番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号５の１８番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

議案書の１１ページをお願いいたします。

申請番号５の１９番は、市役所施設から約３００メートルのところに位置しており、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

以上で農地法第５条の規定による許可申請の説明を終わりにいたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。申請番号５の１番から５の１９番の１９件について審議します。

質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。
議案第3号、申請番号5の1番から5の19番の19件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号5の1番から5の19番の19件については、議案のとおり許可することに決しました。
続きまして、議事日程第12、議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とし、議決を求めます。
事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。議案書の13ページをお願いします。

農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。内容についてご説明いたします。

この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなります。

今回の計画決定に伴う対象農地については、渋川地区、子持地区、赤城地区、北橘地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和2年5月1日を予定しております。

計画概要につきましては、13ページの表の右の列に記載のとおり、利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が30人、借受人が20人、筆数が61筆、面積が75,707.00平方メートルです。この個別の内訳は、14ページから記載の利用権設定総括表のとおりであります。

また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で議案第4号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。
議案第４号、農用地利用集積計画の決定については、認めること
で
ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。
以上をもちまして、第１３回総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉 会 <午前１０時４８分>